

ヘルスリサーチニュース

目次

平成14年度研究助成案件等募集のお知らせ(p1)/ 対談 ヘルスリサーチを語る(p2)/ 平成14年度事業計画・予算等を決定(p9)/ 平成14年度事業計画(p10)/ 評議員を1名選任(p11)/ 研究等助成受領成果報告 - 国際共同研究助成3編(p12)/ 福祉再建の比較制度論的研究 - イタリア・日本・イギリス・アメリカの医療改革(p12)/ 人体由来試料を医学研究等に使用する際の社会的・論理的問題についての研究 - 諸外国における取り扱い方法を参考にしつつ、わが国におけるあるべき姿を考える -(p13)/ NHS(国民保健サービス)における診療費用管理システムの研究(p14)/ 第9回ヘルスリサーチフォーラム一般演題募集 予告(p16)

第11回(平成14年度)研究助成案件等募集のご案内

第11回研究助成案件等の募集を下記の通り行いますので、ご案内申し上げます。

詳細につきましては、各大学、研究機関などに送付しております募集案内書、案内ポスタ - や募集広告をご覧ください。

研究対象: 保健医療福祉分野の政策あるいはこれらサービスの開発・応用・評価に資するヘルスリサーチ領域の研究

応募期間:
平成14年4月~平成14年7月31日
(当日消印有効)

応募規定:

1. 国際共同研究『国際的観点から実施する共同研究』
1テーマ当たり500万円以内 11件程度
2. 海外派遣助成
『海外におけるヘルスリサーチの研究活動への参加』
(2~6ヶ月程度)1人当たり200万円以内 11人程度
3. 研究者招聘助成『講演会、学会等への参加』
短期(1ヶ月程度)1人当たり100万円以内
中期(6ヶ月程度)1人当たり250万円以内 計8人程度

助成決定:

平成14年10月中旬

応募方法:

本財団所定の申請書式によりご応募下さい。
応募要綱・申請書をご希望の方は、本財団のインターネットホームページからダウンロードをお願い致します。
Windows版Word、MAC版Word、PDFファイルの3種類です。Wordは直接入力できません。PDFファイルはプリントアウトしてご使用下さい。詳しくは、ホームページをご覧ください。

研究領域と例示

1 制度・政策に関する研究

医療サービスの質の確保に関する制度の研究
法・生命倫理と医療サービスの研究
保険医療の研究
薬価・薬事制度の研究 など

2 医療経済に関する研究

Pharmaco Economicsの研究
医療における費用対効果の研究
医療における技術革新の経済評価の研究
患者の受診行動の研究 など

3 保健医療の評価に関する研究

医療の質とEBMの適用の研究
文化・制度の違いによる疾患治療の相違の国際比較研究
保健医療のOutcomeの研究
医療福祉経営における品質管理手法の研究 など

4 保健医療サービスに関する研究

患者・家族の精神的ケアの研究
保健医療サービスにおける患者の満足度と
その要因の研究
在宅医療を含む医療施設の機能評価の研究
情報化社会の医療に及ぼす影響の研究 など

5 保健医療資源の開発に関する研究

開発途上国における保健・医療資源開発の研究
ヘルスマンパワーの研究
ゲノム開発等のイノベーションと
新薬開発コストに関する諸問題の研究
新薬開発のグローバル化と
保健医療に関する国際比較研究 など

ヘルスリサーチとは 【 医学の成果の評価やそれを人々に効率的に適用する調査・研究をいいます。本財団は国際的視点からのヘルスリサーチの研究を助成します。 】

*お問い合わせは 〒163-0461 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル
財団法人ファイザー - ヘルスリサーチ振興財団 事務局
電話: 03-3344-7552 FAX: 03-3344-4712

E-mail: hr.zaidan@japan.pfizer.com URL: http://www.pfizer.co.jp/phrf

ヘルスリサーチを語る

私がこの財団の助成選考委員長を拝命してから10年を経過しました。

この10年の間に、日本は大きな転換期を迎えました。バブル崩壊後の経済の立て直しの遅れや、人口構造の変化、社会的価値観の変化などから、様々な問題を抱え、あらゆる分野で制度、政策の変換が模索されるようになっています。そしてこの流れが、各産業界はもとより、医療でも起こっています。

医療には、もともと「いかにして患者を治すか」という基本的な研究領域がありますが、それに加えて、その研究の成果を必要とされる人にいかに効率的に適用するかという「ヘルスリサーチ」の研究の重要性が、今日、ますます大きくなってきたわけです。例えば、医療資源の最適配分のための制度・政策はどうあるべきか？ 少子高齢社会での医療は？ 新しい時代における医療の倫理はどのようなものか？ 医療のプロセスやアウトカムをどう評価するのか？ それら研究のベースとなるデータベースをいかに整理するのか？ 等々、解決すべき問題は山積しています。

私たちは、そうしたヘルスリサーチにかかわる種々の活動を続けてきたわけですが、助成開始10年を契機に、この医療の転換期におけるヘルスリサーチをもう一度見直して整理し、改めてこの時代のヘルスリサーチを理解しようと考えました。先ほど述べたように、ヘルスリサーチの研究は、経済学的側面、法学的側面、社会学的側面等、広範な分野にまたがる側面を持っており、これら各領域の学問との連携が必要不可欠です。こうした観点から、ヘルスリサーチとその関連領域で活躍される各界の先生方との対談を、本号より12回にわたるシリーズで行うことといたしました。

この企画は、私にとっても大いなる楽しみであり、同時に、現にヘルスリサーチの研究を行われている方々、並びにヘルスリサーチの研究を目指す方々に、いささかなりとも参考になれば幸いです。

第1回目のお相手は、医療経済学の分野で幅広くご活躍され、また、当財団の助成選考委員(兼 評議員)でもいらっしゃいます鶴田 忠彦 先生にお願いしました。

開原 成允

第1回

「10年間の足跡と新しい息吹」

鶴田 忠彦

当財団助成選考委員、評議員
一橋大学大学院経済学研究科教授

開原 成允

当財団助成選考委員長、理事
(財)医療情報システム開発センター 理事長

開原：ファイザーヘルスリサーチ振興財団の助成も10回を迎えました。ここで改めて10年間を振り返って、この助成がどういう意味を持っていたのか、また、今後のヘルスリサーチがどういう方向に向かっていくのかということ、これからシリーズで対談させていただこうと思っています。今日はその第1回目ということで、鶴田先生にお願いをしました。

最初に、ご経歴の紹介を兼ねて、現在おやりになっていること等を、自己紹介してください。

鶴田：私は大学ではマクロ経済学理論を教えています。たまたま1984年に、イギリスのヨーク大学に行く機会がありまし

た。その頃は、理論的なことから政策的なことに関心に移りつつあり、私どもの言葉でいうと公共経済学の分野でポピュラーな大学で、優れた研究者がいるということで、ヨーク大学に行ったわけです。行ってみると、ヘルス・エコミックスが非常に盛んでした。

開原：やはりイギリスでもそうですか。

鶴田：ええ。おそらくヨーロッパの中心的な存在だったのだですね。イタリア、スペイン、ポルトガルとか、あるいは当時ポーランドなどからも研究者が集まって来ておりまして、非常に盛んでした。

対談：ヘルスリサーチを語る

当初、私は医療経済学にそれほど関心を持っていなかったのですけれども、せっかく来たのだからということで、セミナーなどに出て話を聞いているうちに、なかなか面白くなりました。

開原：80年代というと、まだバブルよりは前ですか。

鴫田：そうです。ちょうど「Japan as No.1」という時代で、日本の黄金時代のような時でした。国民医療費の水準もまだ低く、現在のような医療制度自体の存続が云々という時代ではありませんでした。

けれども、そこで勉強しているうちに、やはり将来の重要な政策課題になるのではないかと考えるようになりました。

そこで、日本に帰ってからは、一方でマクロ経済学の勉強をしながら、他方では医療経済学を、大学院生などと勉強するようになったわけです。その間、平成9年(1997年)に医療保険福祉審議会ができ、私もその末席に連なりました。また、平成11年(1999年)以降、こちらの財団の評議員と研究費助成の選考委員をさせていただき、その後、さらに厚生科学研究や文部省の科研に参加するようになりました。この領域は比較的研究者が少なく、特に私のような世代の者が非常に少ないことから、研究集団の代表のようなことをあちこちでさせられています。

開原：今ちょうどイギリスの話が出たものですかからうかがっておきたいのですが、アメリカでも医療経済学が非常に盛んではないかと思うのですが、ヨーロッパの医療経済学とアメリカ流の医療経済学はかなり違った点があるのですか。

ヨーロッパとアメリカの医療経済の違い

鴫田：ええ。経済学の観点から、非常に大きな違いがあると思います。もともと医療制度が違う。アメリカは非常に市場指向が強く、普通の市場経済をベースとした経済理論をそのまま適用できる。それに対して、イギリスの場合には、NHS(National Health Service：国民健康保健(制度))を作成し、国がすべて医療供給に責任を持つというように、その点では極めて社会主義的にやっている。そこに集まってくるヨーロッパの研究者は、ドイツやフランス流の、日本と同じような公的な社会保険制度を中心にするか、あるいはイタリアやスペインのように、イギリスに準ずるNHSに近い制度を踏襲しているということです。つまり、医療を市場的に供給した方がよいのかどうかという点が基本的に違います。よく両者の間で激しい論争があり、アメリカの医療経済学者は、英国のような制度は非常に効率が悪いと言うし、イギリスの側は、国民の間にNHSが定着しており、効率の悪さについては部分的な修正を施せばそれでよい、基本的には医療は公平性が保たれることが大前提である、という考え方が非常に強いと思えます。

開原：日本はどちら流なんですか。

鴫田：そういう意味では比較的バランスがとれていて、アメリカに留学してきた人はアメリカ流のヘルス・エコミックス

を意識しているし、逆に、イギリスに行く人もかなりおります。特にお互いにそんなに抵抗なくという感じになっております。

10年間の助成内容の変遷

開原：ここで、この財団の今まで助成を振り返ってみたいと思います。ちょうど10回助成を行い、鴫田先生には第8回(平成11年)から助成選考に参加いただいているのですが、どんな感想を持たれますか。

鴫田：私が参加させていただいた前後から、純粋に医学的な、開原先生の言われる「バイオメディカル」な領域から、その周辺の、いかに人々の間に医療供給をするか、そのときどういう問題が山積しているかという「ヘルスリサーチ」にウエイトを移していることを感じます。

私が80年代半ばにイギリスに行ったときには、イギリスだけでなく、各国で医療費の問題が深刻化していました。それが日本にもまさに押し寄せてきている。いかにして質の高い医療を公平かつ効率的に配分するかという時代の要請が非常に強くなってきて、それがヘルスリサーチの中身にも反映されてきているという印象を受けています。

開原：改めて10年間に助成してきたテーマを眺めると、私も変わってきたなという感想は持ちました。ただ、私は最初から今のようなテーマを選びたいという気持ちはあったのです。ところが、ヘルスリサーチ自体がまだ理解されていなかったのです。実際に集まってきた申請書を見ると、試験管を振るような研究や動物実験をやるような研究、分子生物学的な研究が半分以上ありましたかね。それで私も大変困りました。

それ以来、毎年、ヘルスリサーチとは何なんですかという質問に答える努力をしてきたのですが、確かに、先生がお加わりになった頃からは内容的にも変わってきていますね。例えば同じ調査をやるにしても、最初は医学的な問題を調査によって疫学的に解決しようというような話が多かったのが、最近では、医療を評価しようとか、ある現象が起こってきている原因を、制度や社会的な問題に求めようといったアプローチが、医学者の間でも見えてきているような気がします。

鴫田：私もその点は非常に強く感じています。お医者さんというのは非常に有能なんですね。特に国際共同研究で採択されたテーマなどを見ると、例えば、治療の評価とか、あるいは医薬品の評価とかの研究に、お医者さん達自身が乗り出されて、経済学者が使うようなツールを使い、統計的にもきちっとした分析をされる等、非常に器用にマスターしてしまう。特にこの数年の傾向で、そういうことを強く感じています。我々が

すべきことをお医者さんがしてしまっているということで、非常に敬意を表している次第です。(笑)

開原：先生が印象に残られた助成はありますか。

鴫田：山口大学の井上先生が、米国ペイラー医科大学との共

同で行ったインターフェロン療法のアウトカムについての研究を、97年にファイザー・ヘルスリサーチ・フォーラムでうかがったことがあるのですが、それが非常に強く印象に残っております。(注：「日本とアメリカの診療方式の違いからみたC型慢性肝炎に対するインターフェロン療法の費用効果分析の比較」当時山口大学医学部附属病院、教授、医療情報部長井上 裕二先生：第4回(平成7年度 国際共同研究助成研究)

医療にスタンダードがあるという認識が無かった

開原：昔は、医者というのは、プロセスとか効率性はあまり考えず、勝てば官軍みたいなもので、「直ればいいんだ」ということだったのですが、最近は、同じ治療をやっていくにしても、どういうものを使って最少の資源でやるかという辺りをだいぶ考えるようになってきたと思います。

それからもう一つ非常に違ってきたと思うのは、医療にスタンダードがあるということを知り始めたことです。これは先生は当たり前なことだと思われるかもしれませんが、医療の世界では大変なこととして、昔は医療にスタンダードがあるなどと言うと、「とんでもないことだ」と怒られたんですね。患者というのは一人ひとりがすべて違うのだから、一人ひとり違った治療を医者が考えてあげるのが最高の医療である、そんなふうに教えられた時代もあったのです。もちろん今でも患者一人一人は違うのですけれども、それはパリエーションである。まん中にはスタンダードがあって、そこからのパリエーションであるという考え方が、最近は定着してきたと思いますね。

そういう意味で、私は非常に良いことだと思っているのですが、最近医療関係者の間で「どうも自分の病院と他の病院でやっていることが違う」とか「自分と他のお医者さんがやっていることが違うらしい」ということが認識され始めています。そしてその違いの幅が、日本は非常に大きいらしいということに、最近皆気が付き始めた。

日本の研究の流れ

それに関して色々な研究があるのですが、1993年に卵巣癌の治療がどのようにやられているかということを知りたいと各病院で調べたものが発表されています。(寺島 芳輝 他「21施設による進行卵巣癌の治療成績」日本産婦人科学会誌 45 : 363 ~ 370, 1993)すると薬の使い方から、手術のやり方から、全て随分違

っていたのです。しかも治療成績まで違う。これが公表されました。それが、医学者がそういう問題に日本でも関心を持ち始めた最初と思うのですが、しかし、その流れはなかなか定着しなかった。

ところが数年前に胃癌研究会が胃癌の治療法を各病院で調べました。そうしたらまたこれが違っている。例えば、同じタイプの癌があったとき、胃切除をどこまでやるか、切るかそれとも切らないか、バイオプシーでやるかどうかとか、そのレベルまでいくと違っているんですね。そこで胃癌研究会は、これはどうもおかしいのではないかとということで、初めて胃癌のガイドラインを作ったのです。ちょうどその頃日本に「Evidence Based Medicine(EBM)」という言葉が入ってきて、皆「EBMだ」「EBMだ」と言い出し、厚生労働省もやはりそれぞれの疾患に対してガイドラインを作らなければいけないと言い出して、ガイドラインが出てきた。現在20くらい、各学会で作っています。

こういうスタンダードができてくると、これはヘルスリサーチにとっては大変面白い。色々な病院で医療の実体がどうなっているのかということを知りたいと、そのスタンダードと照らし合わせながら研究もできるし、照らし合わせながら評価ができるようになってくる。そういう意味で、私は医療の内部での評価というもの、これからはじまると思っています。

鴫田：実は、私どもも今そういう研究をしています。一つは、平成9年の北海道・長野・千葉・福岡の4道県の1年間の個々のレセプトのデータ、全部で5,000万枚くらいを国保中央会からお借りして、研究をしているものです。

すると、例えば北海道の精神分裂病での入院では、日本の治療はだいたい向精神薬を投与するという治療で定着しているらしいのにもかかわらず、1カ月の入院費が一番高い所と一番低い所と倍近く違ってしまいます。地理的な要素などを考慮しても、やはりちょっと大きすぎるのではないかと。同じことは胃癌とか腎不全についても言えます。もちろん病気の重篤度をコントロールしなければいけないのですが、それを考慮した上でも、医療機関ごとの差はやはり無視しがたいと思うわけです。

一方では、腎不全で透析をしているケースだと、ほとんどその差は無いのです。千葉のようないわゆる低医療費県と福岡とか北海道のように医療費が高いと言われていたところでも、人工透析に関してはだいたい40万円半ばくらいで、ほぼ変わらない。それは、先生が今言われたように、透析の場合には非常にスタンダードな治療法が確立しているということなんだろうと思いますが。

こういう研究は、我々からすると非常に面白いですね。

ヘルスリサーチ研究は「違い」の認識から

開原：先生のお立場から面白いと言っていたら、大変有り難いと思います。

多少大袈裟に言えば、ヘルスリサーチの研究というのはこうした「違いがある」ということの認識から出発するのではないかと思っています。同じような患者が受けている医療が場所によって違うことが認識されたら、それはなぜだろうと心配になりますよね。それはその患者がお金を持っているか持っていないかが違うのか、制度が違うのか、周辺の医療機関のサービス体制が違うのか、それとも医師の質が違うのか、ということが知りたくなりますよね。

鴫田：全く同感です。

実は今もう一つ、終末期医療費の研究をしております。例えば末期癌の患者の亡くなる前、1カ年とか2カ年の医療費をとってみます。これは国保ではなく組合健保です。組合健保の場合、幸いなことに、レセプトに患者の標準月収が入っています。そうすると、同じ終末期医療費でも、所得によって違うのです。高所得の人はそれだけ終末期医療にうんとお金をかけ、低所得の人は必ずしもそうではない。同じ終末期医療費をとってみても、色々なファクターで説明できて、地域だけではなく、所得だとか年齢、性別によっても影響を受ける。それはまさしく我々の分野である社会科学的な関心です。

開原：しかし、私はまだ医者の間では認識が足りないと思います。違いがあるらしいと思っても、「当たり前だからそんなのは気にしない」という人もいます。これが一番困るので、そもそもの出発点が無い。ただ、最近、そういう人達でも、データを見せて「こんなに違うじゃないですか」と言うと、「あれっ」と思うようですね。ですから、今までいけなかったのは、違うということをきちんとデータとして示すような研究が、ほとんど日本では無かったことです。この財団の助成でも、そうした研究がもう少し出てきてくれるといいと思っているのですが、まだあまり無いですね。

遅れているEvidence Based Policy

鴫田：そういう点では、私はお医者さんの方が、我々社会科学をしている人間よりもかなり進んでいると思います。例えば先ほどのEvidence Based Medicineという言葉がありますが、一方で我々にとっては、Evidence Based Policyが必要なわけです。私は数年前に医療保険福祉審議会のメンバーになり、そこで様々な医療改革に対する提言をしたわけですが、そういう「エビデンスに則ったポリシー」を提案してきたかという点、その点は残念ながら非常に遅れています。例えば今話題になっている組合健保の本人の自己負担の2割から3割への引き上げが行われた場合に、受診がどの程度抑制されるかという研究にしても、我々医療経済学の間でも必ずしも共通の確立された定説が無い。自己負担が10%上がったら受診が何%減るかということも、1%だという人もいますし、3%だという人もいます。それによって非常に大きく政策の結果は変わってしまいます。

ところが厚生労働省では、戦前の厚生省の保険数理の専門

に長瀬さんという方がおられたらしいのですが、その方のいわゆる“長瀬効果”というものが今でも使い物になっています。

開原：戦前のですか。

鴫田：そうです(笑)。経験則で、要するに自己負担の変化と受診率の変化は二次関数の関係になっている。それはなぜかという理由は答えられないわけですが、とにかくその当てはまり方が非常によしいというので、厚生労働省は今でもそれを使っているのです。遺憾ながらお医者さんのEBMから比べれば、我々のEvidence Based Policyはまだまだ端緒についたばかりであると言わざるを得ないわけです。

問題はデータベースの不在とアクセシビリティの不平等

開原：恥ずかしながら医療の世界もエビデンスが無いんですよ。EBMも外国からの輸入で、言葉だけが入ってきているだけです。先生のEvidence Based Policyでも同じだと思うのですが、結局共通の問題は、データベースが無いということです。もしちゃんとしたナショナル・データベースがあって、それを皆が色々な角度から分析して、色々なことを言えるようになれば、議論ができると思うのですが、皆が小さなデータベースを自分流で作って、それで議論するものでは、データ自体が違っていたら話にならない。

鴫田：私も経済学者がアクセスできるようなデータは、特に医療の場合には、他の産業、業種と比べると非常に限定されています。それはやはり従来経済学者がなかなか接近できなかった一番大きな原因です。特にプライベートな医療機関については非常に難しく、いくつか有ることは有るのですが、それは比較的そういうことに協力して下さっている医療機関であり、全体としてのデータが果たしてどのくらいリアルなデータかということ、気になるところがあるわけです。

ですから今のところはせいぜいレセプトのデータくらいしかなく、それも先ほどの例は国保中央会が非常に尽力してくれて出してもらったもので、やはり本来の科学的な研究ということを考えると、データの再現性や、誰でもアクセスできるということが前提になるわけです。研究の水準がデータのアクセシビリティで決まってしまうというのが、非常に問題だと思います。

開原：本当にその通りです。

鴫田：今私どもには国保のデータがそれだけあるので、組合健保との比較をしてみたい。サラリーマンと自営業者や無職者の人はどう違うか。例えば疾病リスト一つとっても、色々なことはよく言われているわけですが、それを実際に確認したいわけです。組合健保の方で、保険者機能というようなことは強く言われていながら、いざ「データを公開して下さい、こちらでちゃんと解析してあげますから」と言っても、非常に入手するのが難しく、本当に数えるばかりの数社が協力していただけという状況です。

私もかつて、そういう分野でのデータベースを作り、若い研究者に開放したいと思っていたのですが、とても今の状況ではそこまでいっていないということで、非常に残念です。

米国のデータベース；日本との違い

開原：私もそこが一番のネックと思っています。アメリカではそういうデータベースがあるのかというと、実はあるんです。

この財団で研究費助成をした中に野口晴子先生がいらっしゃいます。一昨年(2000年)のヘルスリサーチフォーラムでアメリカからMcClellan先生を呼びましたが、McClellan先生は偶然なんです、野口晴子先生と一緒に研究していた人です。色々話を聞いてみると、アメリカではメディケア、メディケイドを全部集めたデータベースが当時のHCFA(医療財政管理局。今は名前がCMS: Centers for Medicare & Medicaid Services に変わりました)にある。そこが全国のメディケア、メディケイドの日本流で言えば個表にあたるデータを持っていて、ものすごく厳しいですが、ちゃんと申請すれば研究者に誰にでもそれを提供してくれる。しかも提供してくれるだけでなく、これはこういうふうにして使えるんですよという教育までHCFA自身がやっているみたいです。そこで、野口先生に「アメリカにはそういうデータベースが存在していて、それがどのように使われているか」ということを、「社会保険旬報」に書いていただいたきました。

そうしたら、結構反響がありました。厚生労働省の人も読んで、もう少し詳しく説明してもらいたいと、若手の集まりなどに野口先生が呼ばれたりしました。これはいい傾向が出てきたかなと思ったのですが、そのうちだんだん下火になって消えてしまいました。非常に残念なのですが、どうして消えてしまったのかと考えると、問題があまりに難しいみたいですね。レセプトのデータというのは、要するに「お金の請求

の為の書類」なんです。ですから、データベース作りに使っているか悪いかということ誰にも判断できない。そうすると、一方で個人情報保護の問題がうるさいものだから「さわらぬ神に祟りなし」で、色々な要請に対しては「ちょっと難しいです」とか言って、ぼかしてしまうというのが、どこも今の現状みたいですね。

高いところからの働きかけが必要？

この問題をどのように解決するか。メディケア、メディケイドはなぜデータを集められるかということ、要するに国がお金を出しているのだから当然国民の医療の向上に利用したっていいじゃないかという論理があると思うのです。そういう意味では、レセプトだって100%ではないけれども、国保にしても社会保険にしても税金が入っている。だから国がそれだけお金を出すのだから、そのデータは当然一ヶ所に集めて、日本の医療のエビデンスとして利用すべきであるということ、非常に高いレベルで言わないといけないのだと思います。最近、総合規制改革という話が随分あるのですが、これも一種の総合規制改革の問題でないかという感じもしています。こういう話はなかなか医療の世界からは言いにくいから、むしろ医療の外の世界から「こういうものをどんどん作れ」と言ってもらった方がいいという気がします。

鴫田：医療に限らず、最近は集計化されたデータではなくて、いわゆる個表の世界に入りつつあるわけですね。計量経済学の領域でも、つい数年前にノーベル賞をもらったのは、そういう個表データの扱い方についての方法論を確立したもので、まさに世界の趨勢というのは、集計化されたデータではなく、個表データからいきなりやろう、という時代なんです。ところが日本の場合だと、そういう個表データを使うのは、非常に難しい。

例えば、医療ではなくて普通の家計の消費行動を見るのに、家計調査というものがあります。あれは全国で6,000世帯をピックアップして家計簿をつけてもらっているわけですが、その個表にアクセスできるのは、どちらという役所に非常に覚えめでたいといった人に限られてしまう。役所の裁量みたいなもので、ある研究者には見せてやって、ある研究者には見せないというような状況なのです。それに類した統計にはいくつかが個表データがあり、こうした個表データをきちっと集めるという点では、日本は非常に進んでいるのですが、ところが、それが有効に活かされていないというのが一番大きな問題です。だから、先生がおっしゃったように、かなり高いレベルから「国民生活に資するため」ということで働きかけて、そういう研究が可能になるようなデータベースを、色々なところで作るということが大事だと思います。

開原：「研究者がデータにアクセスする時の不平等性」という問題もありますね。そういうことが起るのはデータを分析することが国民の為になるという哲学が非常に弱いのですね。

だからつい「それほどおっしゃるなら貸してあげますよ」などという個人レベルの話になってしまう。そういうデータは国民の財産であって、それを分析することが本当の意味での科学的な政策を立案する基礎になるというようなことを、もうちょっとはっきりと言わないといけないのではないかなと最近思うのです。

鴫田：それと、組合健保では健保連という上部組織があり、そこが一番そういう分析を必要としているわけですね。そうであればこそよけい、組合員を説得してデータを公開する姿勢が欲しいですね。健保連などもっと積極的に、そういう研究が長期的には被保険者の厚生の上につながるんだという姿勢を持っていただきたいなと思います。健保連自体はよく政策提言をされますが、それがどの程度 Evidence Based Policy に合っているかという、せつかくあれだけのデータを持っていながら、我々とあまり変わらないレベルです。もう少し科学的な政策提言をするべきではないかなと思うわけです。

健保連では「健康保険」というかなり立派な雑誌を毎月出していますので、そこにもう少しそういう研究を公開するか、あるいは研究を委託することをしたらいいと思います。

データベース不在のもう一つの理由と学者の責務

開原：そういうデータベースができてこないとか、健保連がデータを集約できないというもう一つの理由は、今のデータがスタンダードサイズされていない、それから電子化されていないということがあります。

アメリカでなぜメディケア、メディケードのあれだけの大きなファイルができるかという、アメリカの保険請求は全部電子化されていて、しかもすべてデータが標準化されていますから、ただ集めてまとめるだけでデータベースになってしまうわけです。ところが、今のレセプトというのは、紙に書いてあって、しかも言葉は全部標準化されていません。たぶん先生のところでもすごく苦労されていると思いますけれども、データを誰かが翻訳しながらデータベースを作っていかなければいけない。

鴫田：ええ、そうなんです。

開原：こうした点も日本は遅れていますね。そういう意味では日本は非常に研究がやりにくい国だという気がします。

また、最近つくづく思うのは、日本というのは、学者以外の人は正論がなかなか言いにくい国です。逆に学者はわりと正論が言えるんですね。私はあまり学者ではなくなってしまったのですけれども、先生のような方が学者の立場から「是非こうあるべき、論みたいなのを、多少青臭くてもいいからおっしゃっていただくと、少しずつ日本は変わっていくのではないかな」という感じがしますね。

鴫田：先生にそう言っていただくと、非常に重く責任を感じます。

今から3年くらい前でしたか、ちょうど医福審で参照価格を

導入すべきかどうかという問題がありました。そのとき私は、参照価格は確かに短期的には医療費を削減する効果があるかもしれないが、長期的にはほとんどなくなってしまうだろうし、それから一番のポイントは特許を認めないという点で、産業政策としては最悪だということを主張しました。日本の次世代の産業について考えると、医薬品は、資源が人的資源しかない日本には一番有望な産業の一つであり、周辺には非常に優れた製造業や科学技術があるわけですから、うまくいけば次世代産業として育成できる。そういう点で参照価格に対して反対するということを表明したわけです。ところが、従来日本の審議会では全員一致方式なんですね。結局最終的には、日本医師会の糸氏さんと私が、少数意見として答申書の後ろに別個に意見を二人で出したのです。それはおそらく日本の審議会の歴史の中では異例な事態だったのではないかと思います。

そういうことが可能であるのは、私達大学教授は自由業みたいなものだからです。そうした利害が無いという立場を十分に使わなければいけないし、社会に対して責務を負っているのではないかと思います。

「理論信仰」から政策論議へ

開原：また雑談になるのですが、日本の学問というのは現実の社会を扱うことはあまりアカデミックではないというような、そういう不思議な“風土”があると感じませんか。

鴫田：ええ、それはもう、我々から見ると、先生のような医学の方はそういうギャップは無いのではないかなと思うのですけれども、我々の経済学の世界では「理論信仰」という言葉がついこの間まであったのですよ。要するに理論をやっている人が一番偉くて、理論をできない人が実証研究だとかあるいは政策論議だとかをするんだという序列みたいなものがありました。

開原：それは医学にもあります。基礎医学が一番偉い。あまり患者と関係のないピュア・サイエンスが一番偉くて、実際の患者を診ている方はその次、それから更に第一線で診療所を構えているのが下だというような、妙な序列がありますね。

鴫田：最近経済がこういう状況になったことかもしれません。けれども、政策論議がいかに重要かということに、かなり修正されてきつつはあると思います。そうでないと、私なんかは大学でも非常に肩身が狭かったのではないかなと思うのですが（笑）。今は幸いなことにその点のバランスがかなり回復しているのではないかなと思います。これは一つはアメリカ流のプラグマティズムの中でトレーニングを受けてきた人が多くなったということがあると思います。

開原：アメリカでは同じ経済理論であっても、例えばブラック・ショールズの数式なんかは実際の株の動きから出てきているわけですね。ああいうふうに現実の中から出てきた理論ならば非常に面白いですね。

鶴田：理論的にも優れているし、実際役に立っているという最もいい例の一つであると思います。そういう意味でも、医療改革に関して、やはり我々ももっとしっかりヘルスリサーチを勉強して、科学に裏付けされた政策をしなくてはいけないということをも痛切に考えますね。

開原：その点、ファイザーのおかげで、この10年間こういうことをやってきたということは、私は大変意味があったという感じがしています。むしろこれからが、これらの研究の成果が活きてくる時代になるのかも知れないと思って、大変期待をしています。

ところで、研究者の層もだいぶ厚くなってきましたね。

若い研究者が増えてきている

鶴田：確かに、このところ医療経済学を志す若い学者が非常に増えてきました。

これはぜひ知っておいていただきたいのですが、日本の経済学には、日本経済学会という非常に大きな組織がありまして、ほとんどの経済学者が参加しています。年に2回学会があり、秋が一番大きなものですが、そこで今から5年くらい前に、初めて医療経済学というセッションができました。一つのセッションでほしい4本くらい論文が報告されるのですが、現在だと、少なくとも2日間の期間中に3つないし4つのセッションが、ほぼ恒常的に医療経済学に設けられています。経済学には色々な問題があって、色々なセッションがあるのですが、医療経済学は、ほぼこの数年で確立して、4つあるということは15人くらいの研究者がそこで報告しているということですから、おそらくその数倍はすでに研究者としてやっているだろうと考えられるわけです。特に若い研究者が多く、医療経済学を志しています。

開原：それは大変心強いことです。

医学の世界でも面白いことに、最近はヘルスリサーチ的なことを担う教室とか組織とかがだいぶできてきました。京都大学に大学院ができました。あれはまさに全くバイオメディカルではない大学院ですね。医科歯科大学にもできたし、それから九州大学にも医療経営・管理専攻の大学院講座ができた。それだけこういう方面に目が向いてきているようですから、これから若い研究者がだいぶ出てくれば、この分野はもっともっと盛んになってくるでしょうね。

ヘルスリサーチは学際的領域

鶴田：私は経済の話ばかりしましたけれども、やはりヘルスリサーチは法律とか社会学、場合によっては哲学などの典型的な学際的な領域ではないかと思うのです。法律では医事法

というような領域がもう確立していますよね。昔都立大に唄先生という非常に偉い先生がおられましたけれども、そういう方がパイオニアになって進められた。それと同じように、社会学とかあるいは哲学の領域の人でも、医療問題には関心を持たれるのではないかなと思います。終末期の医療などを考えると、哲学とか死生観というところと無縁ではないわけですね。

それぞれの分野の方が、もちろん自分の専門をきっちりやることは大事ですが、こうしたヘルスリサーチを通じて常に周辺に目を配るという姿勢が必要ではないかなと思います。

開原：私も全く賛成です。その意味で法律の方も随分この分野に入ってきていただくといいなと思っていたのですが、昨年(2001年)東大の樋口先生が応募して下さいました。樋口先生は私は個人的にも少し存じあげているのですが、あそこは倫理の問題などを、アメリカの人と交流してやっておられたのですが、なかなか面白いと思います。そういう樋口先生みたいな方が、色々法律の分野でもやってくさるといいなと思っています。

鶴田：その通りですね。

交流の場が必要

開原：次に、最近私が気になっているのは、そういう色々な方が医療に関心を持って下さっているのは大変素晴らしいことなのですが、それではその交流の場があるかどうかということです。経済学の分野では、先ほどの先生のお話の通り、ヘルス・エコノミックスのセッションができたのですが、多分そこにはなかなか医学者は行かないだろうし、法律家も行かないだろう。そうすると別のところで、法律家も哲学者も社会学者も医学者も集まって、ワイワイとやるような場がどこかに必要になるかも知れないという気がしています。これに関しては、この財団のヘルスリサーチフォーラムが、まさにそういう場だと思っています。ただし、ヘルスリサーチフォーラムも、場合によってはうまく膨らまず方法を考える必要があるのかもしれないと、そんな感じも最近はしています。

ですから、将来に向けては大変心強い色々な息吹が感じられる。我々の役目は、そういう若い人たちが生き生きと活躍するような場を作ったり、それをバックアップするような仕掛けを作ったりすることかと思っています。それとあとは、そういう若い研究者だけではできないような、例えば先ほどのナショナルデータベースを作るような、何か大きな仕掛けを作りたいなと感じております。

鶴田先生にも、これからこの分野で色々ご支援をいたただいて、日本の医療を良くしていくために、ご活躍をお願いしたいと思います。

それでは大変有り難うございました。

第20回理事会・評議員会を開催

平成14年度事業計画・予算等を決定

東京都新宿区の新宿三井ビルで、3月1日(金)に第20回評議員会が、3月6日(水)に第20回理事会が開催され、理事会では評議員1名の選任が承認されるとともに、平成14年度の当財団の事業計画、収支予算、その他が審議、承認されました。

理事会席上で、来賓ご挨拶頂いた厚生労働省大臣官房厚生科学課課長補佐中野滋文氏は、「特定公益増進法人は3年に1度検査を受けることが義務付けられており、当財団も昨年9月28日に検査が実施されましたが、その結果、法人の事業・会計処理・資産の運営状況は適正で、公開性に優れ、言うなればオールAという内容で、他の法人の先陣を切る状況でした。」と述べられ、当財団の運営に高い評価をいただきました。

平成 14 年度事業計画

平成 14 年度事業概要

ヘルスリサーチに関する実態調査	諸外国におけるヘルスリサーチに関する研究専門雑誌や研究会についての情報を収集し、日本のヘルスリサーチ研究者に参考情報を提供する。	
研究等助成	1. 国際共同研究事業 保健医療福祉分野の政策あるいは、これらサービスの開発・応用・評価に資する研究テーマについて国際的な観点から実施する共同研究への助成。	1件 500万円以内 / 11件程度
	2. 日本人研究者の海外派遣 保健医療福祉分野の政策あるいは、これらサービスの開発・応用・評価に資する研究テーマについて取り組む日本人研究者が海外におけるヘルスリサーチの研究活動に参加するための渡航助成。 (期間 2 ~ 6ヶ月程度)	1件 200万円以内 / 11件程度
	3. 外国人研究者の招聘 保健医療福祉分野の政策あるいは、これらサービスの開発・応用・評価に資する研究テーマについて取り組んでいる将来有望なヘルスリサーチ領域の研究者の招聘助成。	
	A. 短期招聘 (1ヶ月程度)	1件 100万円以内 / 6件程度
	B. 中期招聘 (6ヶ月程度)	1件 250万円以内 / 2件程度
財団機関誌の刊行 (ヘルスリサーチニュース)	事業及びその成果を情報として提供し、研究の推進・啓蒙を図る。 また、ヘルスリサーチの啓蒙と実践的な展開を目指してヘルスリサーチ各領域に亘る対談をシリーズで行い掲載する。 (別刷) 保健医療福祉にかかわる記事を同封する。	年 4 回
第9回ヘルスリサーチ フォーラム	一般公募演題の発表、平成 12 年度実施の国際共同研究の成果発表、平成 13 年度海外派遣助成研究発表及び討論、平成 14 年度応募助成案件の選考結果・経過の説明及び基調講演を行う。また、その内容を小冊子としてまとめ、配付する。 テーマ：変革期の保健・医療・福祉を考える (発展への示唆)	開催日： 11月9日(土) 会場： 千代田放送会館
第3回 北里・ハーバード シンポジウム の後援	内 容 : 「効率的な新薬開発に関する検討」 (Advanced and Global Drug Development Techniques) 主 催 : 北里大学、ハーバード大学 後 援 : ファイザーヘルスリサーチ振興財団 開 催 : 平成 14 年 10 月初旬	

平成14年度予定表

	事業年度	平成13年度			平成14年度											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
運営会議	理事会 評議員会	平成14年度 事業計画・予算 3月6日(水)第20回 3月1日(金)第20回			平成13年度事業報告・決算報告 新年度現況報告 5月中～下旬 第21回 5月中～下旬 第21回 監事決算監査								平成15年度 事業計画・予算 3月 第22回 3月 第22回			
事業関連	選考委員会	2月14日(木) 第28回新年度助成方針			選考方針・作業分担 8月19日(月) 第29回 最終選考 9月21日(土) 第30回											
助成事業他	公募 選考 選考結果 第9回ヘルスリサーチフォーラム ヘルスリサーチニュース発行 ハーバード・北里シンポジウム	応募要綱作成 案内・広告			公募期間 (配布・紹介) → 最終公募とりまとめ 公募現況報告 → 選考作業 → 正式発表・通知 一般演題公募 → 一般演題選考作業 → 参加者募集 11/9(土) 平成15年度応募要綱作成 小冊子刊行											
管理業務	(一般業務) 平成14年度予算・事業計画作成 平成13年度決算処理 厚生労働省報告(予算・決算書) 助成金支払い 平成15年度予算・事業計画作成	→			→ 特増更改 11/1~ →											

評議員を1名選任

3月6日(水)の第20回理事会では、新任評議員として河北博文氏(医療法人財団河北総合病院理事長)の就任が満場一致で可決されました。

(任期：平成14年3月6日～平成15年3月31日)

研究等助成受領成果報告

- 国際共同研究助成 2 編・海外派遣助成 1 編 -

平成12年度国際共同研究

福祉再建の比較制度論的研究 - イタリア・日本・イギリス・アメリカの医療改革

研究期間 2000年11月1日～2001年10月31日

代表研究者 筑波大学社会科学系・助教授

共同研究者 早稲田大学政治経済学部・教授

共同研究者 ボッコーニ大学教授・比較政治学研究所長

眞柄 秀子

飯島 昇蔵

Maurizio Ferrera

他9名

和文サマリー

今日すべての先進諸国は、医療支出削減という不人気の改革を遂行しようとしている。しかし、ある国々において政治家は不人気政策の実施に成功しているが、他の国々では同様な結果を手にすることができずにいる。先進諸国における医療改革のこの対称的な帰結は何によってもたらされているのだろうか。我々は、医療改革の展開の相違はそれぞれの国の制度と利益の相互作用によって説明されるという前提からプロジェクトを開始している。

我々のプロジェクトでは、比較政治学の専門家が、総じて豊かではあるが医療改革の成功度がそれぞれ異なる四カ国（イタリア、日本、イギリス、アメリカ）の事例を分析している。井戸と眞柄は、「拒否権プレーヤー」・政権党・高齢化が日本とOECD各国の医療分野における「福祉努力」に及ぼすインパクトを検討している。マイノは、1990年代イタリアの医療改革を分析している。ロスは、イギリスにおけるニューレイバーのNHS改革を分析し、「経路依存」仮説を批判的に検討している。ピーターソンは、制度的要因がアメリカにおいて包括的医療改革法制化の機会をもたらしながらも最終的には反対者の抵抗によって政策刷新に至らなかったことを分析している。幾人かの研究者は国家交差的研究を行っている。川岸は、さまざまな憲法のもとで、福祉権がいかに擁護されているのかを比較している。フランツェーゼは、社会保険・公共財/公共サービスの供給・マクロ経済管理へのケインズ主義的福祉国家による戦後関与の展開が、制度と利益の相互作用の結果であったことを説明している。

しかしながら医療改革の分野では、制度や利益に基づく説明は明らかに不十分である。医療改革の政治においては、政治指導者の行動は国民の正義や権利の感覚によって厳しく制約される。今日の医療改革の性格と政策力学への理解を深めるためには、これら倫理的考察という理論的側面をも十分に検討する必要がある。谷澤と飯島は、「必要性」や「能力」といったことばを特に強調しつつ福祉国家の道徳的基礎を検討している。多くの先進諸国は拡大し続ける医療予算を削減せざるをえないものの、社会的正義を考慮して、大胆な予算カットに敢えて踏み切ることができない。むしろ、1990年代以降、各国政府は、医療予算をカットする一方で市民に公正で平等な医療サービスを供給し民主社会の基本的価値を守るといふ、二重の目標を達成するための困難な作業に取り掛かっている。

このようにさまざまな研究方法および洞察から、我々のプロジェクトは、医療改革を行うための倫理的であると同時に現実的でもある方法として、「持続可能な」医療システムに向けた民主的交渉を通じた改革というものを提案している。フェレーラが論じるように、先進各国にとって望ましくもあり実践的でもある方法とは、現在の「恒久的窮乏」時代に「持続可能な」医療普遍主義を構築し擁護してゆくことであろう。プシェヴォスキが確認しているように、民主政の下で生きている市

民は独裁政権下で生きる人々に比べ、より良い物質的福祉を享受している。先進諸国は、医療改革においても自らの民主的政治システムをさらに強化しなければならないだろう。

平成12年度国際共同研究

人体由来試料を医学研究等に使用する際の社会的・倫理的問題についての研究 - 諸外国における取り扱い方法を参考にしつつ、わが国におけるあるべき姿を考える -

研究期間 2000年11月1日～2001年10月31日

代表研究者 東海大学法学部教授

宇都木 伸

共同研究者 国立医薬品食品衛生研究所 主任研究員

増井 徹

共同研究者 横浜市立大学医学部 助手

佐藤 雄一郎

概要

細胞操作技術と遺伝子解析の向上により、検査・手術・解剖などの際に採取された人体由来試料の利用の範囲・価値が格段に高まる一方、その無碍な使用による権利侵害も広く・深いものとなる(1,2)。その利用をめぐる総合的ルールのある方を、欧米諸国の例に学びつつ検討をすることを本研究班の課題とした。

検討対象の中でもとりわけ、プライバシー等人権の保障に止まらず人間の尊厳の重視を打ち出した1996年のEC「生物医学と人権に関する協定」と、動きの激しい英国から学ぶところが多かった(3)。

英国には、1961年人体組織法などの基本法制度はあるが、その現代的機能には不足するところ多く、医学研究評議会などの職業倫理的なガイドラインを通してこれを補充しようとしてきた。しかし、現実との乖離は大きく、法制度全体の基本的改革が政治課題となる日は近いことが窺われる(4)。

わが国にあっては、法制度が存在しないことが大きな障害となり、日本人独自の資料を用いた生物医学研究に遅れが生じているといわれてきた。しかしこの状況を、むしろ現代的課題を正面から見つめた基本法制を確立する好機にある、と捉えるべきであろう(5)。

その新しい法制においては是非とも考慮されるべき課題としては、次のようなものが挙げられる。

1) 多様な人体由来試料の研究利用の全体を覆う基本法制度の作られるべきこと。2) その法制度は、基礎研究利用から製薬研究利用にまでおよぶ範囲を視野に収めるべきこと。3) その基本法制においては、人格の尊厳を重視しつつ、ヒト由来資料の利用の道が開かれるべきこと。4) 人格価値の中には広義のプライバシーの他に、なお守られるべき価値の存在すること。5) 人体由来試料の適正使用の監視は個人を超えた制度をもって為されるべきこと。

参考文献

- 1) 宇都木伸他座談会：ヒト組織・細胞の取扱いと法・倫理、ジュリスト No.1193 2-35 (2001)。
- 2) 増井徹：ヒト組織・細胞取扱いについての倫理、医学のあゆみ 13巻197号1061-1067 (2001) 資源となる人体、現代思想、2002年2月号194-210。
- 3) 松村外志張：ヒト組織・細胞等の倫理的取り扱いに関する英国の状況について、Human Science Vol.13 (2) 32-35 (2002)。
- 4) 宇都木伸：死体検査の際に採取されたヒト由来物質 - - イギリスの最近の動向に関する覚え書 - - 東海法学 27巻 239-276 (2002)。
- 5) 唄孝一、宇都木伸、佐藤雄一郎：ヒト由来物質の医学研究利用に関する問題(上、下)ジュリスト No.1193,36-42, No.1194,91-99 (2001)。

NHS（国民保健サービス）における 診療費用管理システムの研究

派遣期間 2001年9月3日～2001年11月28日

派遣先 The University of York, Economics and Related Studies

派遣者 国立社会保障・人口問題研究所

山本 克也

わが国とは異なり予算制をとる医療供給体制の英国においては、HRGといわれるDRGを導入して、これを管理会計の道具だとして使用している。わが国においては、DRGは参照価格制度とセットで論じられることが多く、これが多くの病院の賛同を得られない原因となっているが、DRG自体のメリット、すなわち病院経営自体の健全化や患者や情報の管理といったメリットだけを考えてもその価値は大きい。その意味で、米国のHMO的なDRGの運用ではなくDRGのメリット自体に注目する英国のあり方を検討することは、わが国の医療情報のあり方を検討する意味でも有意義である。

実施概要：

研究は、ヨーク大学のEconomics and Related StudiesにVisiting Scholarとして滞在し、ヨーク大学にあるNHS Center for Reviews and Disseminationでの資料収集や研究者との意見交換、LeedsにあるNHS Executiveの担当者Adam Goodwin；NHS Waiting & Booking Branchやロンドンの保健省のJamie Davison；Department of Health POLICY-GPMSへのヒアリングを通じて進められた。

結果報告：

第二次大戦中の1942年のベバリッジ報告を受けて、あらゆる診療科目を包括的に全国民に適用する保健サービスが英国のNHS（National Health Service；国民保健サービス）である。NHSは英国の国民総加入の国営医療保険である。サッチャーによる改革以前は、NHSの財源は基本的に一般収税でまかなわれていた。保険料を徴収するわが国の健康保険制度とはこの点が異なる。一般開業医（GP）も病院も国との契約のもとに診療をしており、医療全体が国営であったと言えよう。よって、救急の場合を除いて住民は直接病院を受診することはなく、すべてGPに受診してから、GPが必要であると判断された場合のみ、指定された病院を受診する。また、予算配分は地域住民の人口によって配分されていた。よってNHSでは競争原理はまったく働いていなかった。しかし、サッチャーはNHSの内部に競争原理を持ち込むという政策を実行した。より安いコストで高い収益を上げる部門にはより多くの予算を配給することにした。そのためにはベッドの一部をプライベート保険（NHSとは任意で加入する民間の医療保険）患者専用割り当てるといったことも行われた。サッチャーによる医療改革は1989年に発表され、激しい反対を受けながらも、ほぼ原案通り1991年から実施された。この改革により、入院待ち（waiting list）が短縮されたことは確実だが、狭心症の手術待ちの患者が待機中に心筋梗塞を起こして死亡する事態が生じたり、NHSで入院待ちが3ヶ月のところ、プライベートでは1週間というような格差が生じた。

本派遣事業では1997年に成立した労働党政権下において継続中であるNHS改革のうち、診療費用管理システムに焦点をあてている。改革の目的自体は1）ウェイティング・リストを保守党政権時よりも10万人削減すること、2）91年改革より創設された「内部市場」を廃止することであるが、この目標のために、診療費用管理システムが大きく関わっている。

研究は、ヨーク大学のEconomics and Related StudiesにVisiting Scholarとして滞在し、ヨーク大学にあるNHS Center for Reviews and Disseminationでの資料収集や研究者（Dr. Theodore Hitiris, Mr. John Nixon以上ERS、Mike Drummond（Professor, CHE director）、Elisabeth Fenwick（Research Fellow）、Laura Ginnelly（Research Fellow）、Cynthia Iglesias（Research Fellow）Andrea Manca

(Research Fellow) 以上CHE) との意見交換、LeedsにあるNHS Executiveの担当者Adam Goodwin ; NHS Waiting & Booking Branchやロンドンの保健省のJamie Davison ; Department of Health POLICY-GPMSへのヒアリングを通じて進められた。

ヒアリングによれば、NHSの診療費用管理には広義と狭義がある。広義には、通院時間や受診待機といった患者の機会費用をも含めた医療に関わる費用の総体を管理することを指し、狭義にはDRGや参照価格をもちいて、診療費用そのものを管理することを指し示す。NHSの診療費管理方法であるが、ブレア労働党政権のNHS改革では広義と狭義の両面からこれを行なっているようである。もちろん、肝要なのは狭義の管理方策であるが、これは基本的には参照コスト制およびHRG (Health Resources Group ; 英国版DRG) を導入することで医療従事者のコスト意識を喚起し、かつ、医療の質を確保するためにはHA (Health Authority ; 保健当局) がThe Commission for Health Improvement (健康改善審議会) を設け、他の関係者と共同でケアの質とアクセスの向上を図るというものである。このコストの抑制と質の管理という両輪を展開するためには組織の大幅な刷新が必要であった。サッチャー改革の負の遺産であるGPファンドホルダーを1999年4月で廃止し、代わってGPとコミュニティ看護婦から成るPCG (Primary Care Group) を創設し、これに予算の権限を委譲し、医療従事者に対するインセンティブを与えている。PCGはより裁量権の強いPCTへと移行中である。具体的には、担当人口数に応じた予算を管理し、その枠内で薬剤費を含むほとんどすべての病院診療を購入する。予算の総額は決められているが、個々の診療費には上限がなく(管理コストは厳格に決まっている)裁量に任せられている。また、パフォーマンスが良いと追加予算を得る資格も与えられ、余った予算はプール可能である。このPCGを管理するのは上述のHAであり、医療の質およびコストパフォーマンスが基準以下の場合、PCGの裁量権を取り上げることが出来ることになっている。さらにHAを含めたNHS全体の監視は国民が行う。これにはNHSのサービスの満足度を、患者自身の経験による評価、サービスの公平なアクセス、ケアの質、ケアの効果、健康改善、効率性の6つの項目について調査し、これに基づいてNHS全体のパフォーマンスを評価することにしている。このように、国、医療従事者、国民のそれぞれに大きな権限を委譲するが、相互に監視しあうシステムも同時に導入することでそれぞれのモラル・ハザードを防ぎ、医療費の抑制と質の確保を同時に達成しようとするのがブレアの診療費用管理方策である。診療費用を管理するためには一定の価格に対するガイドラインが必要であり、これを策定するのが1999年4月に設立されたNICE (National Institute of Clinical Excellence ; 医療技術評価機構) である。NICEはEBM (Evidenced Based Medicine) の手法と医療経済学の手法を背景に、診療内容の標準化、医療の質の向上、効率化指標の策定を行っている。その策定にあたっては、以下のようなデータベースが用いられている。それはNHSトラスト病院データベース (The NHS Trust HRG Database) 、全国版参照コスト明細表 (The National Schedule of Reference Costs) 参照コスト指標 (The National Reference Cost Index) である。これらは、基本的にはHRG別診療行為の平均コスト、最高コスト、最低コスト、コストの分布を収集することで構成されている。

広義の診療管理とは、ウェイティング・リストや病院のベッドの空き情報に代表されるような患者のアクセシビリティの向上を目指す方策である。とくに1998年からその運用が開始され、現在ではより高速な回線で患者の利便性をはかるNHS netが患者のアクセスを向上させている。このNHS netはGPとも接続され、ネットワーク上でGPの予約診療の受付、あるいはGPが患者のために病院に書く紹介状も電子化されつつある。

以上の政策の結果、入院待ちは確実に減った。また、医療ミスが顕在化し、国民のモニタリング意識が喚起された。しかし、医療に対する投資が今後も伸びていくか否かは、経済状況に依存するようである。

参考文献

- 1 Department of Health, Hospital Episode Statistics How HES Data is Processed For the 1997/98 and 1998/99 years, June 2000 edition
- 2 Department of Health, Costing Guidance 2001 Collection, 2001
- 3 NHS Information Authority, Annual Report 200-2001, 2001

第9回ヘルスリサーチフォーラム 一般演題募集

予 告

本年も下記により、第9回ヘルスリサーチフォーラムの一般演題を募集致します。
申込期間は5月1日～7月31日(当日消印有効)ですので振るって応募のご検討をお願いいたします。

発表テーマ

変革期の保健・医療・福祉を考える - 発展への示唆 -

研究内容

医療制度・政策、医療経済に関する研究、保健医療の評価に関する研究、保健医療サービス、医療資源の開発に関する研究等

応募方法

財団所定の申請書式(次項に入手方法を記載)に必要事項をワープロで記入の上、ファックス、郵便または、E-mailにファイルを添付して、お申込み下さい。(ワープロによる切り貼り可)

申請書ファイル入手方法

財団ホームページから、Windows Word 95、Macintosh Word 6.0、Acrobat PDFファイルをダウンロードして入手して下さい。

URL:<http://www.pfizer.co.jp/phrf> E-mail:hr.zaidan@japan.pfizer.com

申込期間

平成14年5月～平成14年7月31日(当日消印有効)

発表

組織委員会で採否を決定します。採用の場合は、平成14年11月9日(土) 会場「千代田放送会館」(東京都千代田区紀尾井町)で開催する第9回ヘルスリサーチフォーラムにおいて15分程度でご発表願います。

発表演題の機関誌等への掲載

フォーラムで発表された研究内容は、財団の機関誌等へ掲載致します。また、第9回ヘルスリサーチフォーラム小冊子としてまとめ、配布致します。

演題発表のための交通費

演題が採択された場合、首都圏以外(但し海外を除く)の一般演題発表者(発表者本人のみ)には、フォーラム開催都市までの交通費を財団の規定により支給します。

平成13年度寄付金一覧並びにご寄付のお願い

平成13年度中に次のとおり寄付金を頂きました。(平成14年3月31日現在：敬称略)
慎んでお礼申し上げます。

基本財産	運用財産
平成13年5月 ファイザー製薬臨床開発部門 15,000,000円	平成13年10月 ファイザー製薬(株) 82,000,000円

当財団は、今後とも、助成事業、情報提供活動を通じて、より幅広くヘルスリサーチの振興に寄与して参る所存ですが、そのためには更なる事業基盤の充実が必要であります。

こうした趣旨をより多くの皆さまにご理解をいただき、当財団へのご寄付について格別のご高配を賜りますようお願いいたします。なお当財団は厚生省から「特定公益増進法人」に認定されております(平成14年3月14日厚生労働省発科第0314004号により認定更新済み。)ので、寄付金については一定の免税措置が講じられます。

詳細は当財団事務局(電話：03-3344-7552)までお問い合わせください。

* 例年掲載しておりますヘルスリサーチ関連学会・研究会開催案内は誌面の都合により割愛させていただきます。
あしからず御了承賜り度くお願い申し上げます。 事務局